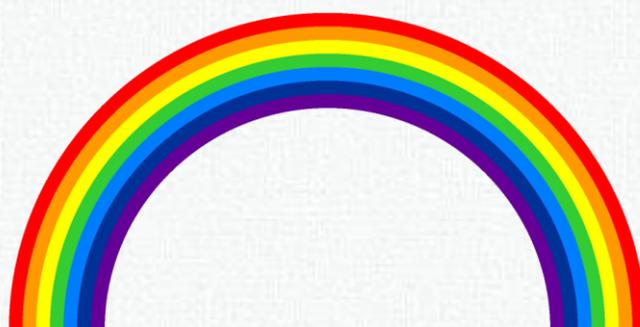


第2次鹿屋市地域福祉計画

(令和5年度～令和9年度)

<改訂版>



地域でともに支えあい、
誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや



令和5年3月

鹿屋市



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画期間.....	4
4 地域福祉推進における活動地域の考え方.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況	5
1 社会福祉法の改正.....	6
2 鹿屋市の現状.....	8
3 地域福祉に関する意識調査（市民アンケート）.....	11
4 地域社会が抱える課題.....	15
第3章 基本的な考え方	17
1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	18
第4章 施策の推進	19
1 計画の体系.....	20
2 施策の展開.....	21
基本目標1 地域がつながるまちづくり.....	22
基本目標2 人にやさしいまちづくり.....	26
基本目標3 相談しやすいまちづくり.....	32
第5章 推進体制の整備	37
1 推進体制.....	38
2 計画の進行管理.....	38
3 目標指標.....	39
第6章 資料編	41
1 鹿屋市地域福祉計画策定委員会開催要綱.....	42
2 策定委員会名簿.....	43
3 策定委員会の開催状況.....	44
4 第2次鹿屋市地域福祉計画（素案）の意見公募手続き （パブリックコメント）の実施.....	44
5 地域福祉に関する意識調査（市民アンケート）の結果.....	44

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方式です。

本市では、平成25年3月に策定した「鹿屋市地域福祉計画」において地域福祉に関する取組の方向性を示し、福祉分野における各個別計画に基づき、地域福祉施策の推進を図ってきました。

一方で、少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での人と人とのつながりが希薄になり、また、情報通信技術等の進歩とともに価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー、8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世代や発達に支援を要する子どもの増加、災害時要援護者支援など、従来の支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、地域住民一人ひとりが自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「第2次鹿屋市地域福祉計画」を策定するものです。

【地域共生社会のイメージ】



図：厚生労働省資料より

2 計画の位置付け

(1) 社会福祉法における位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置付けます。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

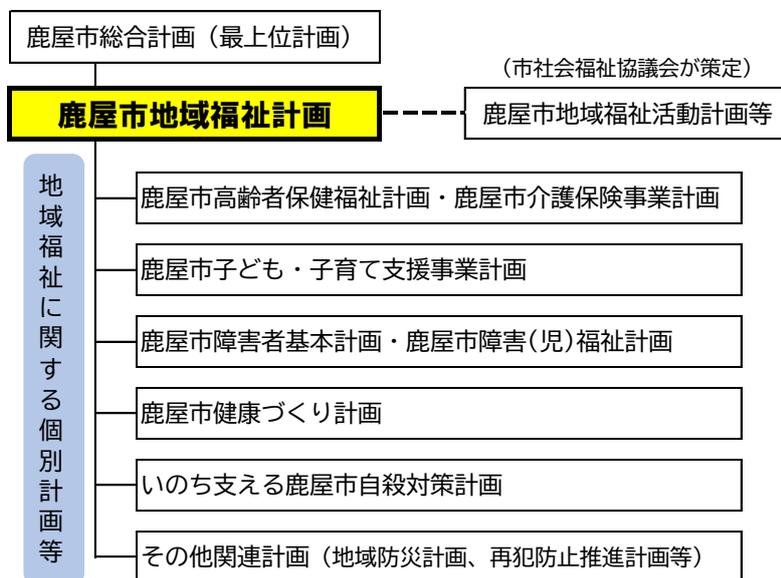
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 他計画との関連

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向性について、市政運営を総合的かつ計画的に進めていく上での最上位計画である「第2次鹿屋市総合計画」に即した計画とします。

また、社会福祉法の改正の趣旨を踏まえ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する福祉分野の個別計画の上位計画として位置付けます。



本計画は、これらの個別計画の上位計画にあたることから、個別具体的な取組方針・施策等については、個別計画において位置付けることとし、これらの個別計画との整合性に配慮しながら地域福祉全体の方向性を示す計画として策定します。

3 計画期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。

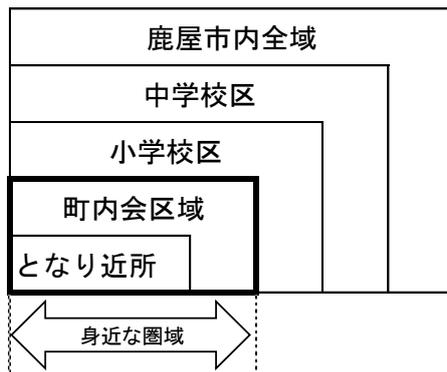
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
総合計画	第1次(前期)		第1次(後期)		第2次																	
地域福祉計画					第1次		第2次															
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第4期		第5期		第6期		第7期		第8期													
子ども・子育て支援 事業計画	次世代育成支援対策行動計画		第1期		第2期																	
障害者基本計画	第1期		第2期																			
障害(児)福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期											
健康づくり計画	第1次(改訂版)		第2次(前期)		第2次(後期)																	
いのち支える 自殺対策計画									第1期													
地域福祉活動計画等 (社協計画)			第1次		第2次		第3次															

連携

4 地域福祉推進における活動地域の考え方

地域福祉の推進を図るためには、住民にとって身近な地域において積極的に地域福祉活動に参加できることが重要です。

このため、本計画においては、身近な地域となる基本的な活動の地域を概ね町内会区域とし、実情に応じた活動ができるよう、活動に適した地域の設定を行い、積極的に地域福祉の推進を図ります。



第2章 地域福祉を取り巻く状況



1 社会福祉法の改正

近年、国においては、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しており、平成30年4月施行の社会福祉法改正では、市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされ、同計画を高齢者、障がい者、児童、その他福祉の各分野の個別計画の上位計画として位置付けることとされました。また、市町村において地域住民が抱える複雑化・複合化した課題を包括的に受け止め、支援していく体制（包括的な支援体制）を整備するよう努めることとされました。

令和3年4月には、上記の包括的な支援体制の整備に関する具体的事項を定めた重層的支援体制整備事業が創設されました。

社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（厚生労働省通知（抜粋））

第一 社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）の趣旨について

（10）法第107条、法第108条関係

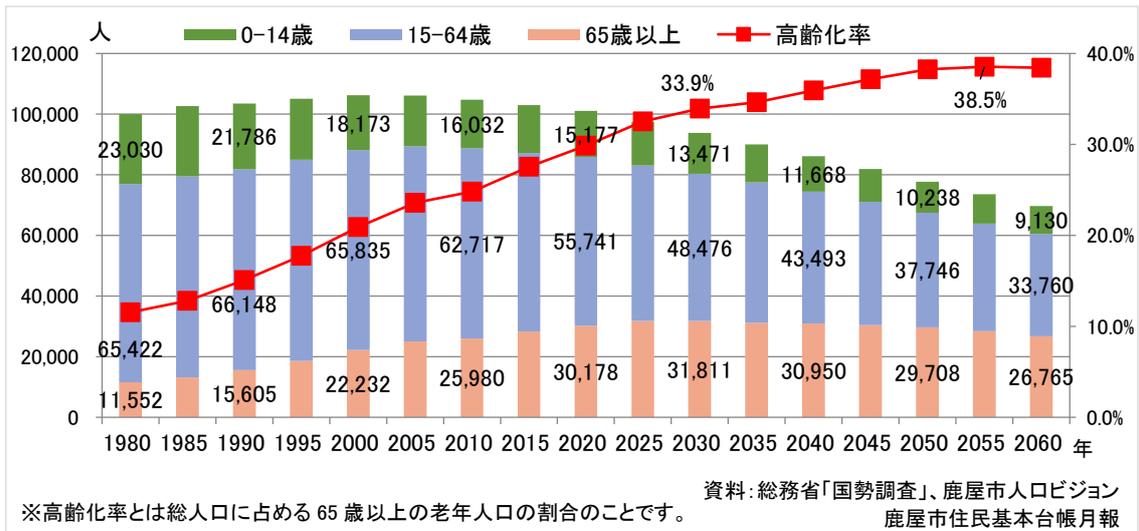
市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。

近年の地域福祉に関する国の主な動向

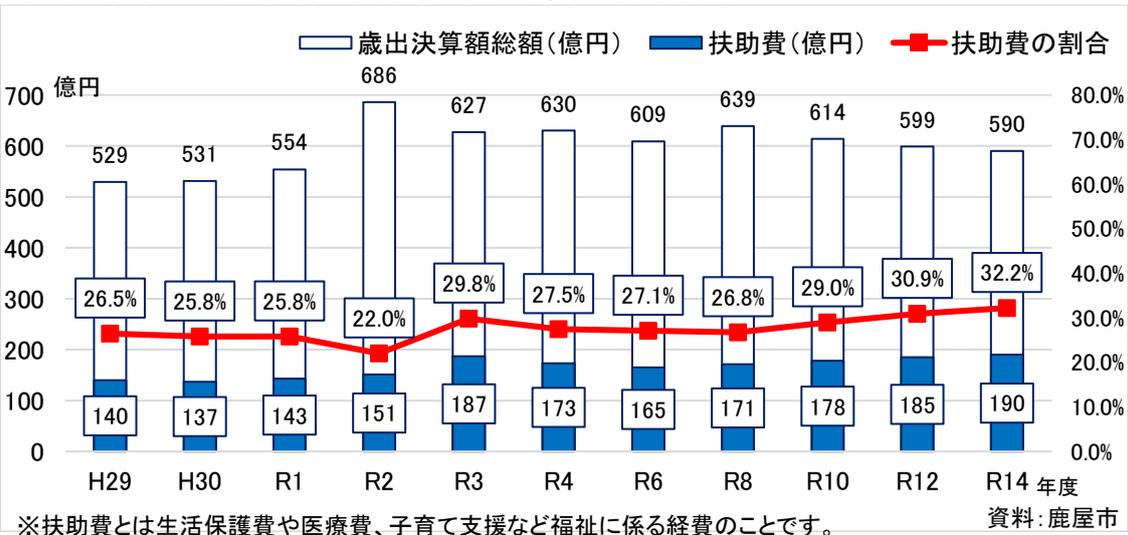
年	月日	内容
平成 26 年	4月1日	介護保険法改正（厚生労働省） ⇒地域包括ケアシステムの構築等
平成 27 年	4月1日	生活困窮者自立支援法の施行（厚生労働省）
平成 28 年	4月1日	障害者差別解消法の施行（内閣府）
	5月13日	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（厚生労働省）
平成 29 年	6月2日	「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」公布（厚生労働省）
	7月25日	自殺対策基本法の一部改正に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定（厚生労働省）
	12月15日	再犯の防止等の推進に関する法律に基づき「再犯防止推進計画」が閣議決定（法務省）
平成 30 年	4月1日	社会福祉法の一部改正に伴う「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備の施行（厚生労働省） ・地域福祉計画の策定が努力義務化 ・地域福祉計画を福祉の各分野に関する上位計画として位置付け
令和 3 年	4月1日	社会福祉法の一部改正に伴い、重層的支援体制整備事業が創設（厚生労働省）
	4月1日	バリアフリー法の一部を改正する法律の施行（国土交通省）
	6月4日	障害者差別解消法の一部を改正する法律の公布（内閣府）
	12月28日	「孤独・孤立対策重点計画」を策定（内閣府）
令和 4 年	3月25日	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定（厚生労働省）
令和 5 年	4月1日(予定)	内閣府に子ども家庭庁が設置（予定）

2 鹿屋市の現状

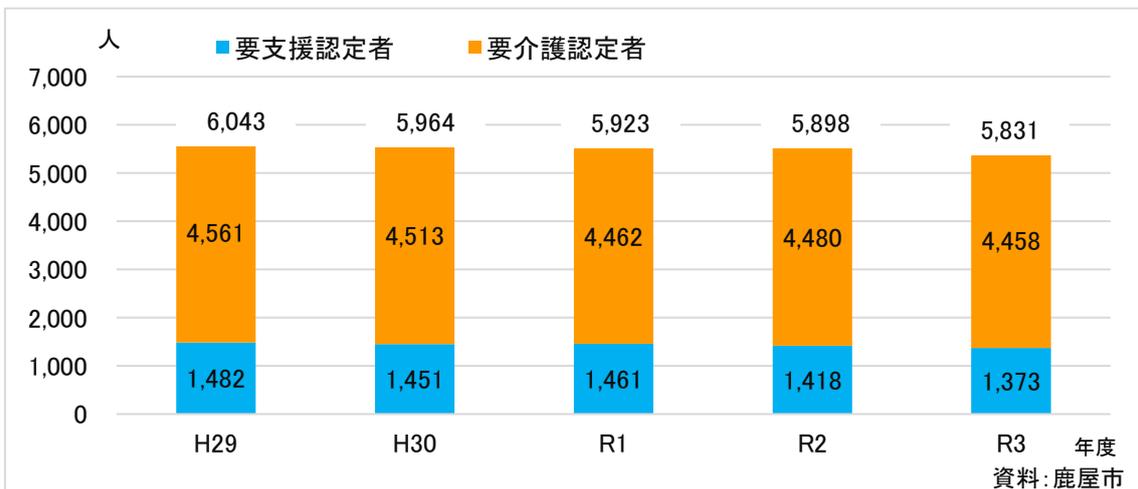
(1) 本市の人口の推移と高齢化率の推移



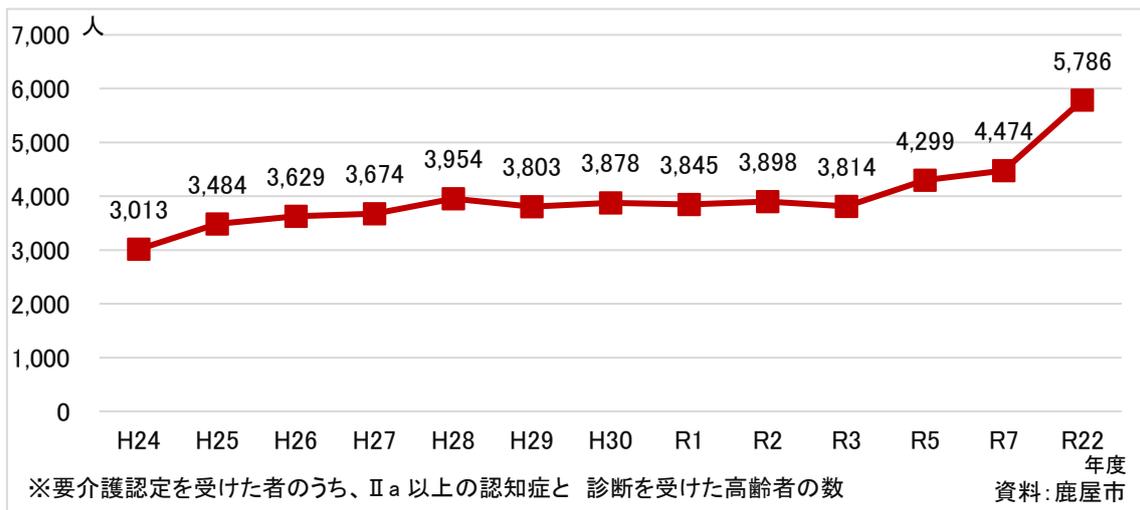
(2) 本市の一般会計歳出総額と扶助費の将来推計



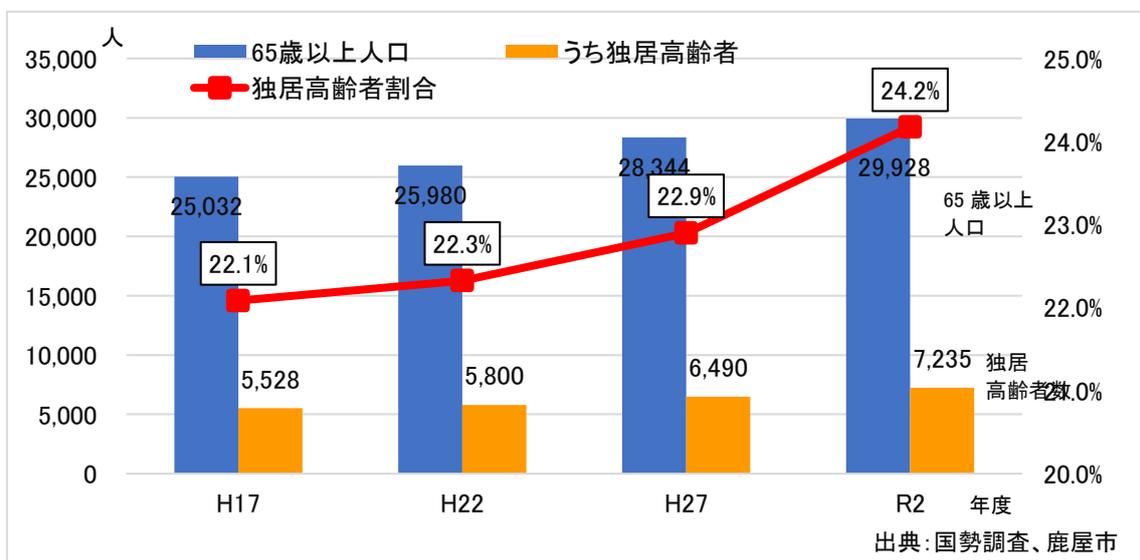
(3) 要支援・要介護認定者数の推移



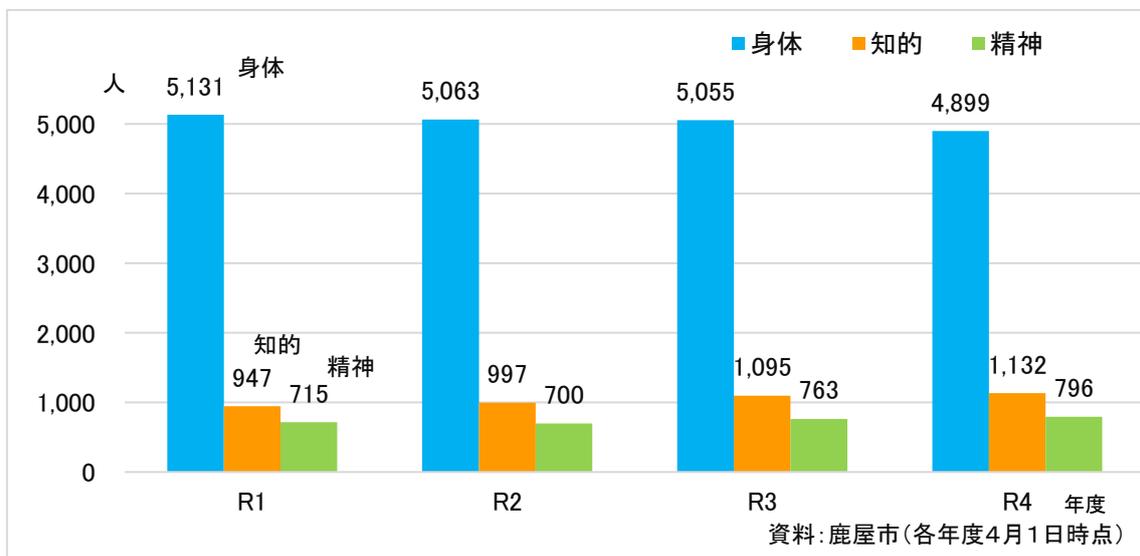
(4) 認知症高齢者数の推移



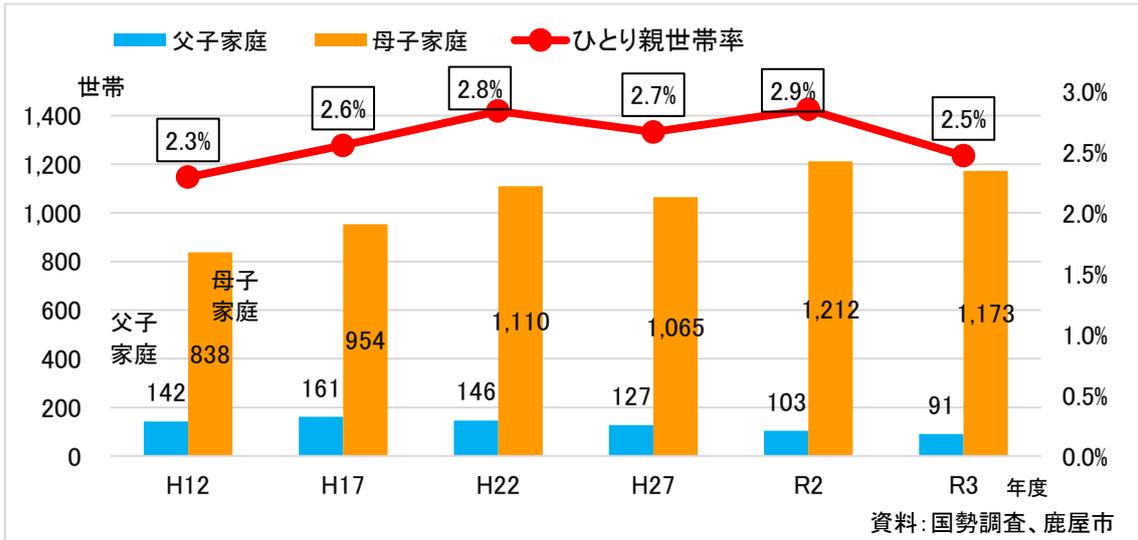
(5) 独居高齢者の推移



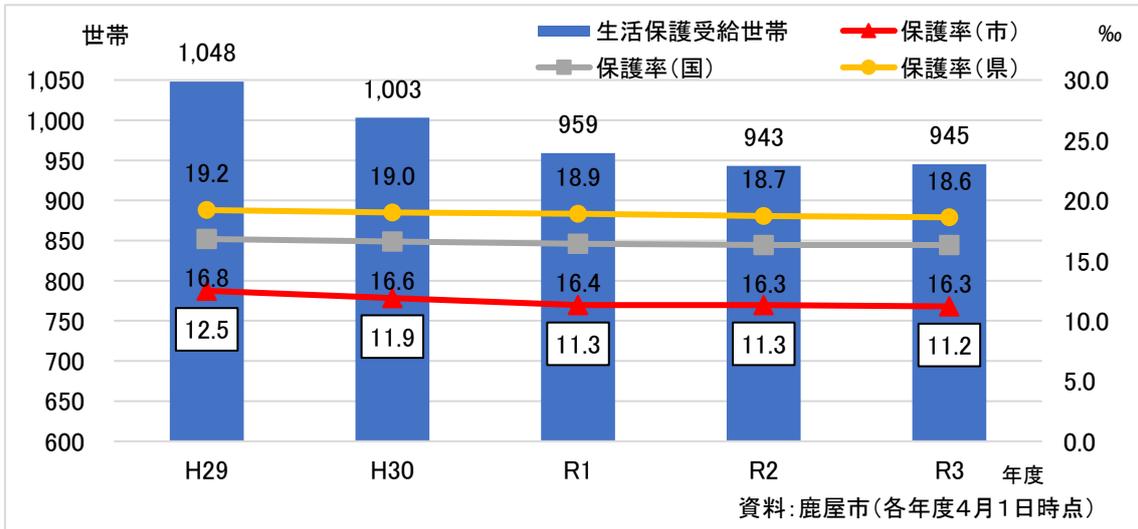
(6) 障害者手帳保持者の推移



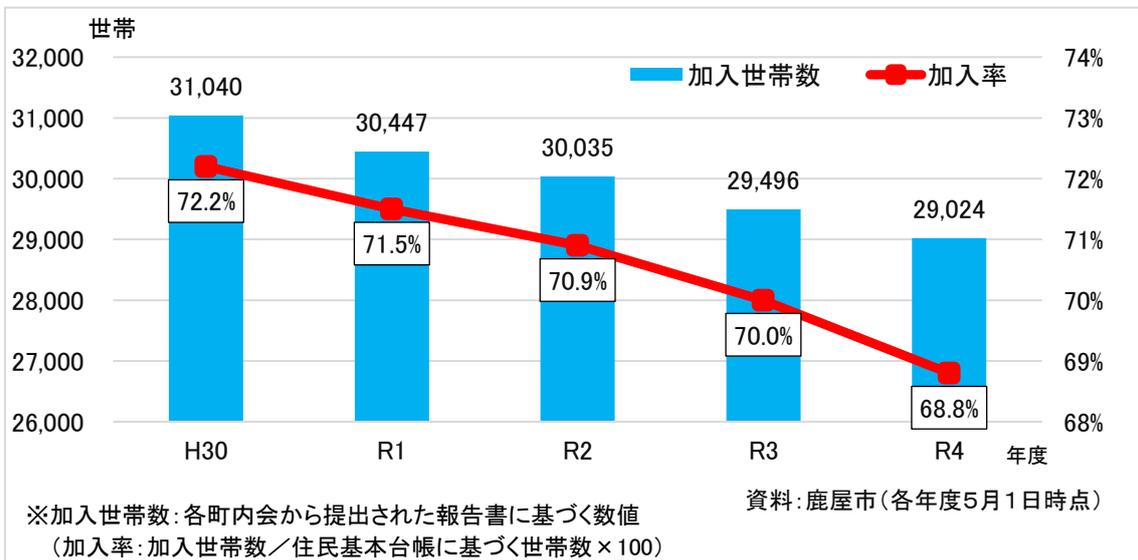
(7) ひとり親世帯の推移



(8) 生活保護受給世帯と保護率の推移



(9) 町内会加入世帯数及び加入率の推移



3 地域福祉に関する意識調査（市民アンケート）

本計画の策定にあたり、地域福祉における現状と課題、ニーズを把握するため、市民、関係団体等を対象とした地域福祉に関する市民アンケートを実施しました。

（1）調査対象

市民（市政モニター、ボランティア団体、地域福祉協議会） 300人
 民生委員・児童委員 217人

（2）実施期間

令和4年5月～8月

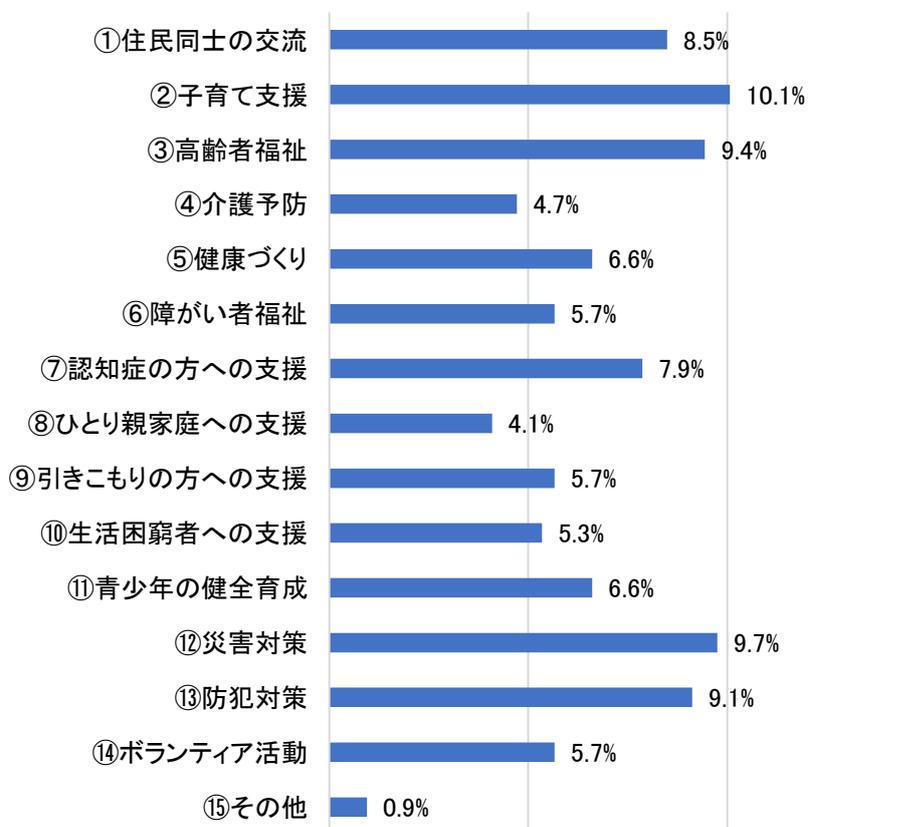
（3）回答者数

市民 147人（回答率49.0%）
 民生委員・児童委員 195人（回答率89.9%）

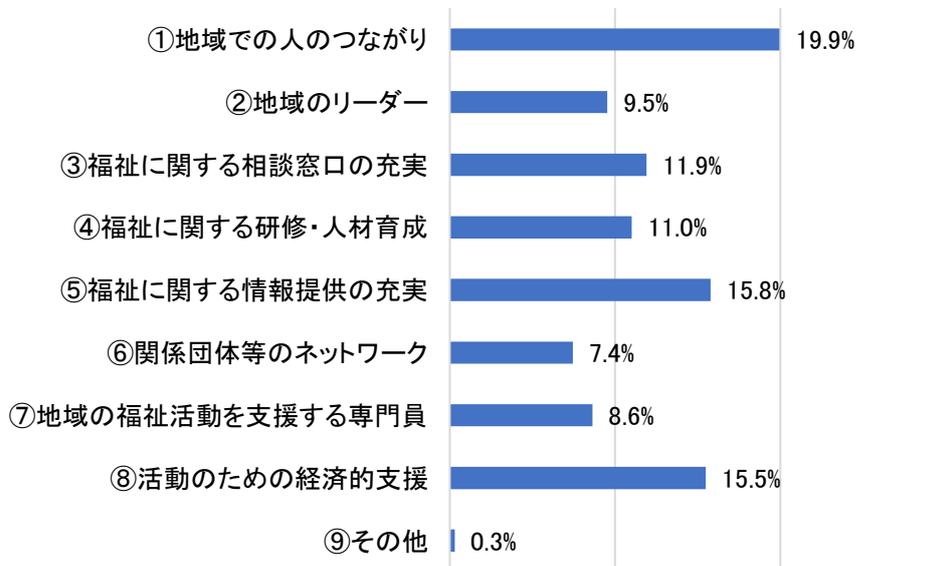
（4）主な調査結果（抜粋）

①市民アンケートの調査結果

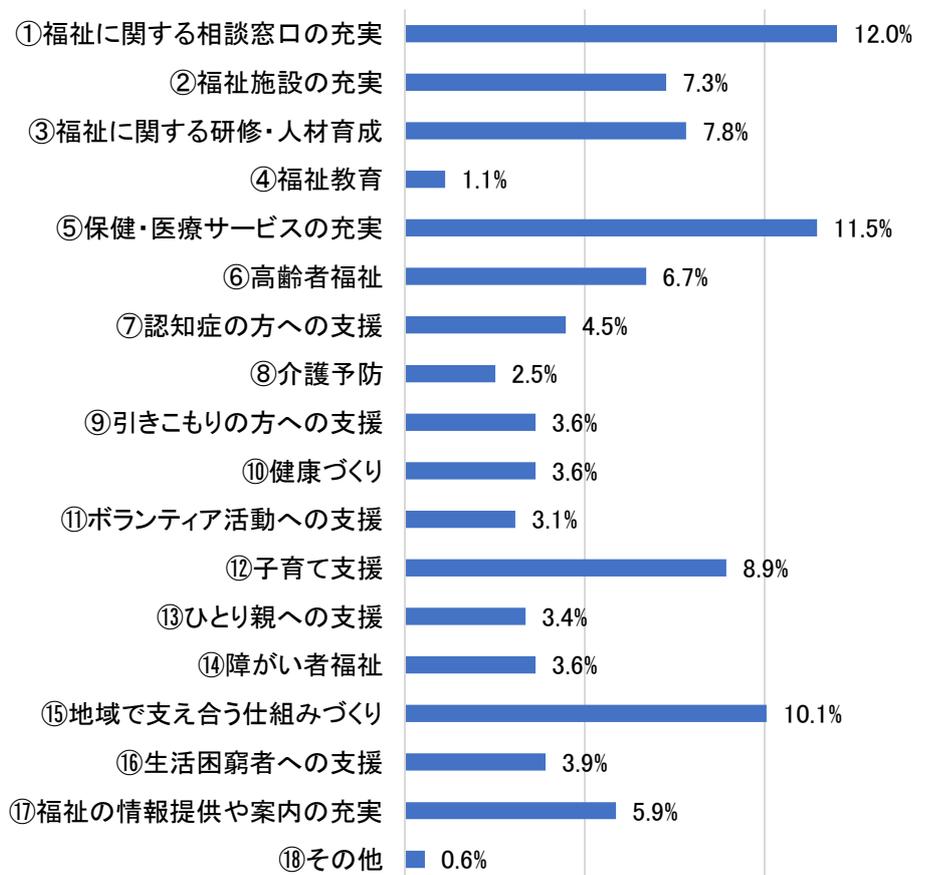
あなたが地域で不足していると思う福祉活動は何ですか。（3つまで）



あなたの地域福祉活動について、今後、充実させていくためには何が必要だと思いますか。（3つまで）

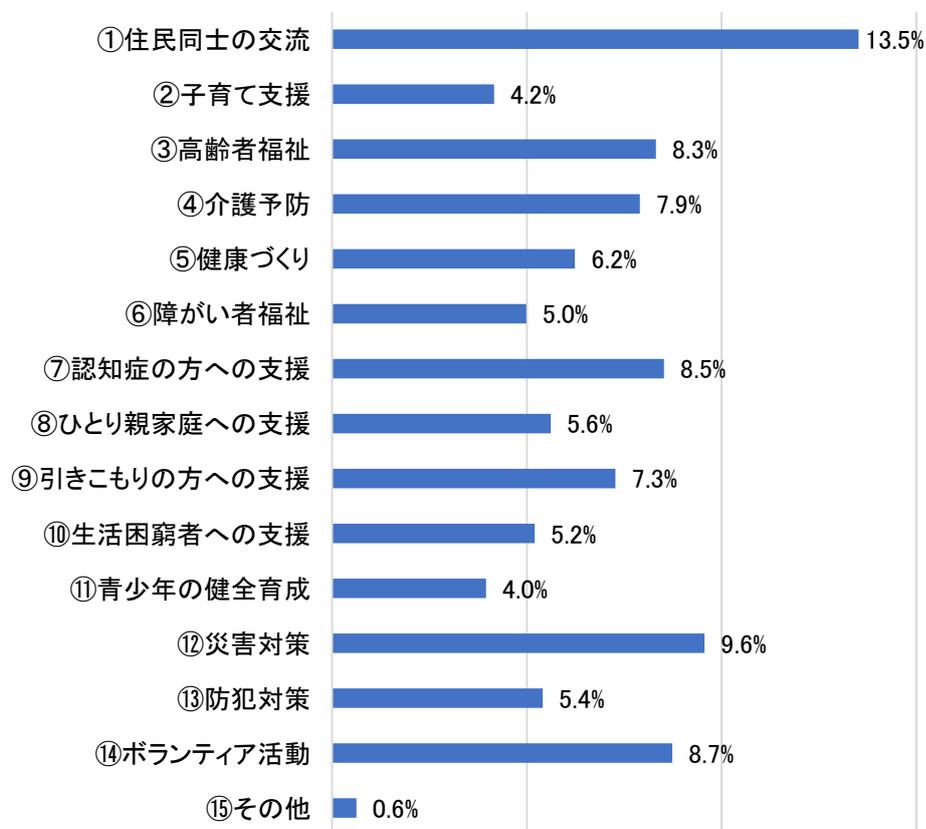


あなたは、鹿屋市の福祉関係の事業について、今後、何に力を入れるべきとお考えですか。（3つまで）

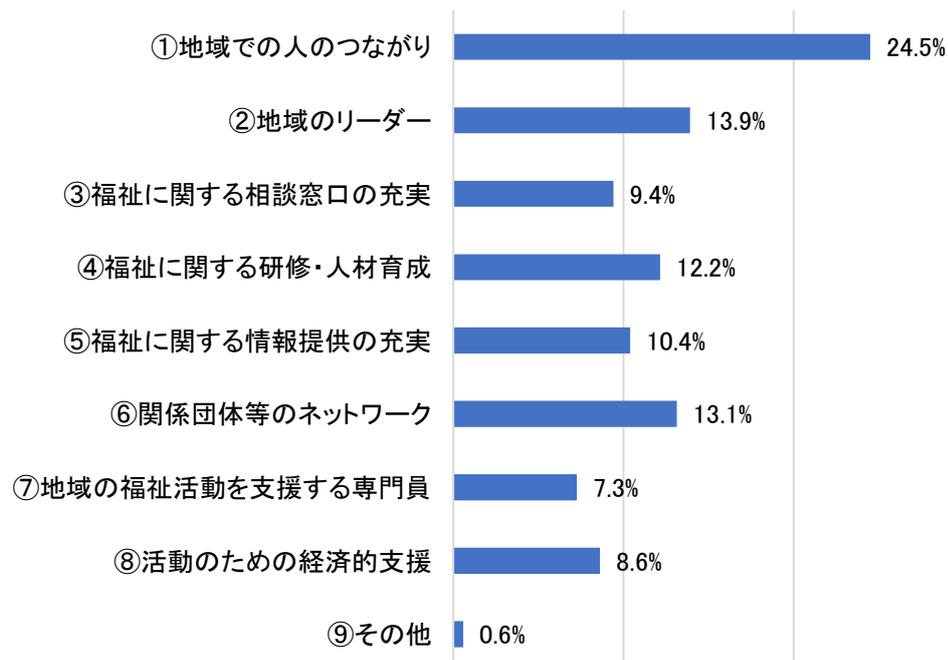


②民生委員・児童委員へのアンケートの調査結果

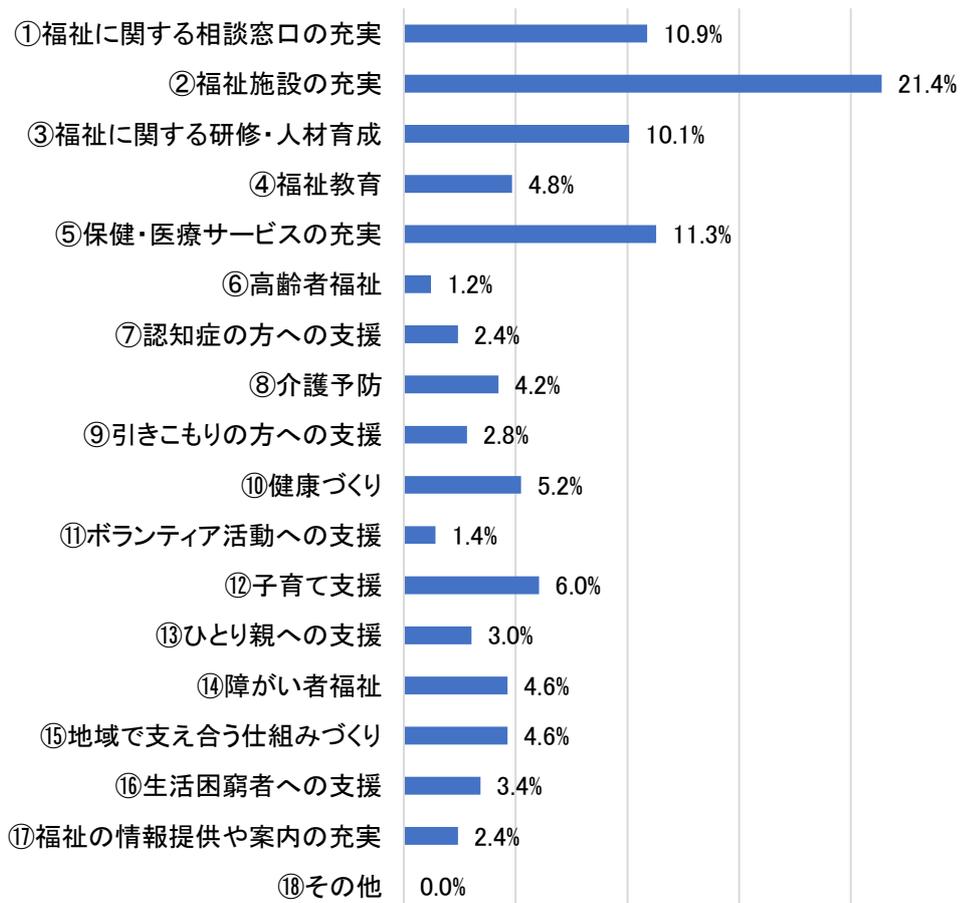
あなたが地域で不足していると思う福祉活動は何ですか。(3つまで)



あなたの地域福祉活動について、今後、充実させていくためには何が必要だと思いますか。(3つまで)



あなたは、鹿屋市の福祉関係の事業について、今後、何に力を入れるべきとお考えですか。(3つまで)



4 地域社会が抱える課題

(1) 福祉分野における人材の育成

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域福祉を支える担い手が減少してきています。今後、地域住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進していくためには、地域福祉を支える担い手の育成や、幅広い世代が気軽に参加できるきっかけづくりや環境づくりを進めることが必要です。

(2) 住民間の交流促進によるつながり、地域力の強化

市民アンケート調査の結果では、地域で不足している福祉活動として「住民同士の交流」が高くなっています。

地域で活動している様々な福祉団体が互いに連携し、近隣住民の交流・理解を深め、地域住民による日常的なふれあいや支え合い活動を促進していくことが必要です。

(3) 福祉活動の充実や分かりやすい情報発信

市民アンケート調査の結果では、今後、力を入れるべき事業として、「福祉に関する窓口の充実、保健・医療サービスの充実」や「地域で支え合う仕組みづくり」の割合が高くなっています。

支援を必要とするときに、適切なサービスが受けられるよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図るとともに、高齢者や障がい者にとっても分かりやすい情報活用と提供の工夫や支援が必要です。

(4) 多様化するニーズ（複合的課題）に対応する分野間の連携

近年では、親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケアや、18歳未満の子どもたちが親や兄弟姉妹の面倒を見なければならないヤングケアラー、80歳代の親が50歳代の引きこもりの子どもを養っている8050問題などの新たな課題を抱え、支援を必要としている住民が増えています。

このような分野を超えた複合的な不安やニーズに対応するため、関係機関と連携して、相談支援体制の強化を図るとともに、更なる重層的な支援体制の整備が求められています。

第3章 基本的な考え方



1 基本理念

本市は、これまで、地域住民がともに支え合い、生涯にわたっていきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。一方、少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、地域における課題は複雑化・複合化しています。

このような課題の解決に取り組んでいくためには、地域住民をはじめ、地域で活動する多様な団体、福祉事業者や社会福祉協議会などの関係機関や行政が制度や分野の垣根を超えて課題を共有し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

このようなことを踏まえ、第2次鹿屋市地域福祉計画の基本理念を次のように定めます。

地域でともに支えあい、
誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや

本計画では、子どもから高齢者、障がい者など、多様な地域住民が互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

2 基本目標

基本目標1 地域がつながるまちづくり

地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が連携しながら、人のつながりや地域を生かし、住みよさを実感できる地域づくりに取り組めます。

基本目標2 人にやさしいまちづくり

一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、多様な福祉サービスの充実や情報提供のさらなる充実を図ります。また、誰もが生活しやすい安全で安心なまちづくりに向けて生活環境の整備に取り組めます。

基本目標3 相談しやすいまちづくり

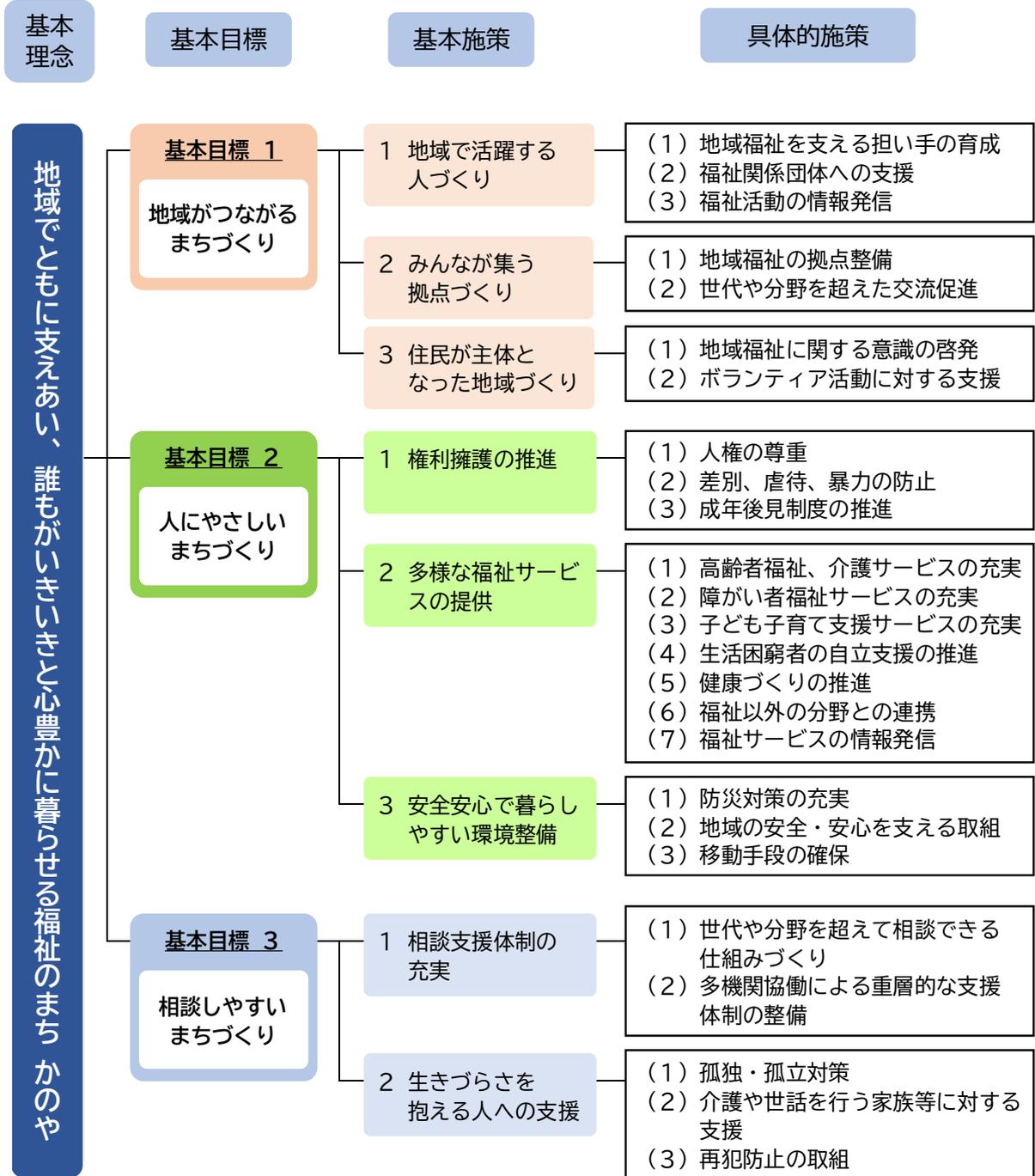
地域住民の抱える課題が複雑化していることを踏まえ、関係機関と連携した相談支援体制を充実させるとともに、必要な支援に円滑につなぐことのできる総合的な支援体制を構築します。また、地域で孤立させない取組や犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた取組を推進していきます。

第4章 施策の推進



1 計画の体系

「地域でともに支えあい、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや」の基本理念のもと、3つの基本目標を達成するための方向性を「基本施策」とし、それぞれの方向性に沿った地域福祉の取組を「具体的施策」として示します。



2 施策の展開

基本目標1 地域がつながるまちづくり

基本施策1	地域で活躍する人づくり	22
基本施策2	みんなが集う拠点づくり	24
基本施策3	住民が主体となった地域づくり	25

基本目標2 人にやさしいまちづくり

基本施策1	権利擁護の推進	26
基本施策2	多様な福祉サービスの提供	28
基本施策3	安全安心で暮らしやすい環境整備	30

基本目標3 相談しやすいまちづくり

基本施策1	相談支援体制の充実	32
基本施策2	生きづらさを抱える人への支援	34



基本目標 1 地域がつながるまちづくり

地域福祉の担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が連携しながら、人のつながりや地域を生かし、住みよさを実感できる地域づくりに取り組みます。

基本施策 1 地域で活躍する人づくり

○現状と課題

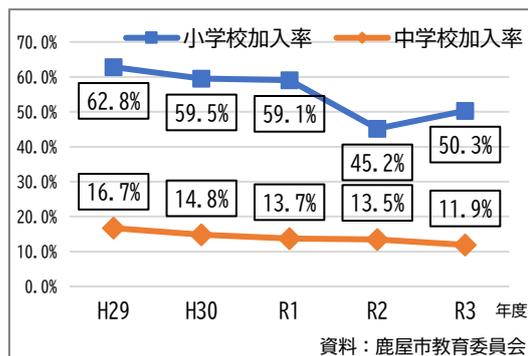
- ・地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいますが、担い手不足や高齢化により、地域福祉を担う人材の育成・確保が喫緊の課題になっています。
- ・人と人とのつながりが希薄化する中、となり近所での助け合いや地域での支え合いなどの重要性が高まっており、地域の福祉活動の更なる充実を図っていく必要があります。
- ・地域の福祉活動を効果的に展開していくため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会などの地域の関係団体が緊密に連携を図りながら地域の福祉活動を推進していく必要があります。

高齢化率が40%以上の町内会数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
高齢化率40%以上の町内会数	62	69	74	74	76
町内会の総数	152	152	151	150	148
割合	40.8%	45.4%	49.0%	49.3%	51.4%

資料：鹿屋市

子ども会育成会加入率



○取組の方向性

地域の福祉活動の更なる充実を図るため、地域福祉を担う人材の発掘・育成や支え合いの仕組みづくりに努めるとともに、地域で活動する団体等の支援を行います。

○具体的施策

(1) 地域福祉を支える担い手の育成

社会福祉協議会やボランティアセンターと連携し、ボランティア、NPOの育成や活動を支援します。

また、ボランティアやNPOの活動の情報や活動の魅力を伝え、地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に参加できるきっかけづくりを支援します。



高齢者による見守りボランティアの様子

(2) 福祉関係団体への支援

地域福祉活動を行う団体などと連携しながら、市民の地域福祉に関する意識の醸成や担い手の確保・育成に向けた支援を行います。

民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザーなど、身近に相談できる人たちの役割や活動内容を分かりやすく周知するなど、それぞれの団体が地域でより活動しやすい環境づくりに努めます。

また、複雑化・複合化した地域課題に対応するための研修の実施、団体同士の交流促進などの支援に努めます。

(3) 福祉活動の情報発信

まだ福祉活動に参加していない人が地域福祉活動に関心を持ち、気軽に参加してもらえるよう、地域の福祉活動に関する情報を町内会回覧やホームページ、SNS等の様々なデジタルツールを活用し、積極的な情報発信に努めます。

鹿屋市総合スマートフォンアプリ
「かのやライフ」の画面



アプリダウンロード用QRコード



iPhone



Android

○目標指標

指標	基準	実績値		目標値
地域支え合い活動を行っている市民団体数（各年度3月末現在）	179 団体 (平成 29 年度)	267 団体 (令和 3 年度)	322 団体 (令和 6 年度)	350 団体 (令和 9 年度)

<目標指標の考え方について>

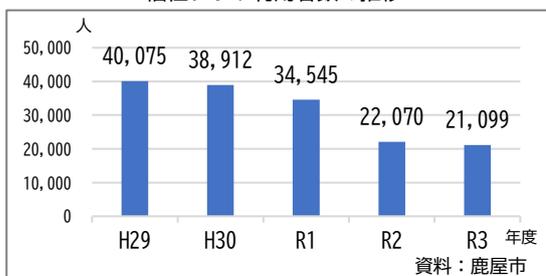
本計画の目標指標は、第2次鹿屋市総合計画（令和元年度～令和6年度）との整合性を図るため、同計画における重要業績成果指標（KPI）及び同計画実施計画における成果指標（KPI）を用いることとしました。なお、令和7年度以降の指標については、第3次鹿屋市総合計画（令和7年度～令和11年度）の策定に伴い見直しを行いました。（※39ページ参照）

基本施策2 みんなが集う拠点づくり

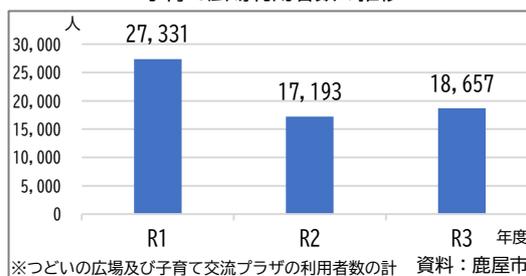
○現状と課題

- ・少子高齢化や人口減少の進展等に伴い、地域が抱える課題は年々増加・多様化しており、共生協働による地域が主体となったまちづくりが求められています。
- ・地域福祉活動の拠点である市民交流センター福祉プラザの更なる利用促進に努め、地域主体による地域づくりを支援していく必要があります。

福祉プラザ利用者数の推移



子育て広場利用者数の推移



○取組の方向性

住民同士が出会い、集うための拠点として、福祉プラザのほか、様々な公共施設の利用促進を図るとともに、地域の拠点づくりの支援に努めます。

また、年齢や障がいの有無などに関わらず、世代や分野を超えた幅広い交流を促進し、健康づくり・生きがいづくりの機会の提供など、住民の交流を推進します。

○具体的施策

(1) 地域福祉の拠点整備

地域の福祉活動を支援していくため、拠点となる福祉プラザにおいて、福祉活動やイベント、ボランティア活動の支援などを行うとともに、福祉に関する相談や情報提供、情報発信を行い、施設の利用促進に努めます。

地域にある既存の公共施設を適切に維持管理し、地域で有効に利活用できるよう整備します。



福祉プラザロビーでの団体活動紹介（展示）



子育て交流プラザの様子

(2) 世代や分野を超えた交流促進

親子が集える子育てサロンや高齢者同士の交流となる高齢者サロン、スポーツを通じた障がい者の交流など、世代や分野を超えた幅広い交流を推進します。

学ぶ喜びや生きがいを持ち、仲間をつくり、毎日楽しく過ごせるよう、公民館や学習センター等で各種講座を実施し、学ぶ場の充実に努めます。

○目標指標

指標	基準	実績値		目標値
高齢者の運動サロン等への参加人数（※住民主体の運動サロン（1回1時間以上）に週1回以上参加）	107人 （平成29年度）	1,582人 （令和3年度）	2,185人 （令和6年度）	2,360人 （令和9年度）

基本施策3 住民が主体となった地域づくり

○現状と課題

- ・地域での支え合いの重要性が高まる中、より多くの人に地域福祉に関心を持ってもらう必要があります。
- ・地域において支援を必要とする人がいる中、ボランティア活動を担う人材の発掘・育成のほか、ボランティア団体への支援に努める必要があります。

社会福祉協議会に登録している
ボランティア登録者数と団体数の推移

年度	H29	H30	R1	R2	R3
個人登録人数	140	153	154	160	39
登録団体数	40	42	43	43	24

資料：鹿屋市社会福祉協議会



ボランティア体験学習の様子

○取組の方向性

地域の生活課題に向けて、支え合いの地域づくりを推進するため、住民の自主的な社会福祉活動を促進するとともに、イベントや福祉活動を通じて地域福祉に関心を持ってもらう取組を進め、ボランティア活動への参加促進を図ります。

○具体的施策

(1) 地域福祉に関する意識の啓発

町内会等の地域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決するための場である地域福祉協議会の設立を支援します。

また、福祉活動に関心を持ってもらうため、社会福祉協議会や福祉団体等と協力してふれあい健康福祉まつりを開催するなど、多くの人に対して福祉とふれあい機会の創出に努めます。

(2) ボランティア活動に対する支援

福祉活動に対する理解や参加の機会創出、意識の向上を図るため、ボランティア体験学習や福祉ボランティア作文コンクールなどの福祉教育、福祉体験の出前講座、ボランティア活動推進校への支援などを通じて、ボランティア活動への参加を促進します。

また、ボランティア活動に対する相談や情報提供、イベントを通じたボランティア団体間の交流促進など、ボランティア活動を支援します。



ボランティアフェスティバルの様子

○目標指標

指標	基準	実績値		目標値
ボランティア活動者数 (高齢者元気度アップアップポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に登録し、ボランティア活動を行う高齢者数)	2,842人 (令和元年度)	3,475人 (令和3年度)	3,975人 (令和6年度)	4,400人 (令和9年度)

基本目標2 人にやさしいまちづくり

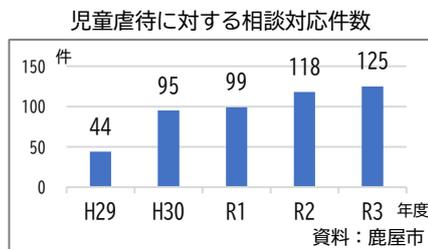
一人ひとりの人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供の更なる充実を図ります。

また、誰もが生活しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、生活環境の整備に取り組めます。

基本施策1 権利擁護の推進

○現状と課題

- ・多様化する人権問題や、本市に関係の深い課題であるハンセン病問題、北朝鮮による日本人拉致問題に対する意識の向上が求められています。
- ・男女間格差や不平等感を感じている人が多い状況にあります。
- ・あらゆる差別、子どもや高齢者等への虐待、配偶者等からの暴力がある状況への対応が求められています。



「女性と変わるこれからのワタシと鹿屋を考えるワークショップ」の様子

○取組の方向性

人権教育・啓発活動について、関係機関との連携を図り、互いの人権を尊重し合う社会の実現に取り組めます。

全ての人々の人権が守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、あらゆる差別の解消と虐待や暴力の防止、男女共同参画の推進に努めます。

○具体的施策

(1) 人権の尊重

全ての住民が、個人として尊重され、自由に社会参加ができ、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる社会を目指すとともに、ハンセン病や拉致問題への認識を深めるため、国等と連携した周知広報に努めます。

また、様々な人権問題に対して正しい理解や認識を深めるため、学校や家庭、地域などのあらゆる機会において、人権教育や人権啓発を推進し、性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的マイノリティなどに関わりなく一人ひとりの人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めます。

(2) 差別、虐待、暴力の防止

差別の解消と子どもや高齢者、障がい者等への虐待や暴力に対応するため、関係機関等との情報の共有化や連携体制の強化を図るとともに、男女共同参画の推進や、差別、虐待、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応に努めます。

基本施策2 多様な福祉サービスの提供

○現状と課題

- ・経済的な困窮や障がいなどにより、何らかの福祉サービスを必要としていたり、子育ての不安があるなど、様々な暮らしの課題を抱える人がいます。
- ・一人ひとりが健康に関心を持ち、積極的な健康づくりに取り組むことが必要です。
- ・地域住民の多様化するニーズに対応するためには、福祉以外の様々な分野との連携が必要です。
- ・支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、住民に対する情報提供を充実させることが求められます。



ヘルプマーク

○取組の方向性

地域で支援を必要としている様々な立場の人のニーズを把握し、行政や事業者による適切な福祉サービスの提供を推進します。

多様な福祉サービスの充実と利用促進を図るため、高齢者、介護、障がい者、子ども子育て、生活困窮など、各分野の制度的な対応に着実に取り組むとともに、各サービスが提供できる体制の整備を進めます。

また、地域住民の多様化するニーズに対応できるよう、福祉以外の分野と連携しながら、様々な取組を推進します。

○具体的施策

(1) 高齢者福祉、介護サービスの充実

生涯現役社会の実現と高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる地域づくりのため、高齢者の生きがいづくり、地域・社会貢献活動の推進、健康づくり・介護予防の推進、介護体制・地域支援体制の充実、認知症施策の推進、介護サービスの質の向上、地域包括支援センター等の機能強化、地域の実情に応じた生活支援サービスの充実に取り組みます。

(2) 障がい者福祉サービスの充実

障がい者が生きがいを持って自分らしく健康に暮らせる地域づくりに向けて、障がい者基幹相談支援センターにおける相談支援のほか、居宅介護や外出支援、児童発達支援や放課後等デイサービスの実施など、障害福祉サービス・療育等の充実に努め、障がい者の自立と社会参加を促進し、障がい者を支える社会環境づくりを推進します。

(3) 子ども子育て支援サービスの充実

子育て世代と子どもたちが明るい未来を築くことができる地域づくりに向けて、子育て交流プラザやつどいの広場の利用を促進するとともに、教育・保育施設や放課後児童クラブの充実、子ども食堂への支援など、子どもの居場所や家庭における仕事と



ばあちゃん家食堂
(田崎小学校校区子ども食堂)

子育ての両立に向けた環境づくりに取り組みます。

また、今後の国の動向を見据え、児童相談所等の専門機関をはじめ、家庭や学校、地域、関係機関等と連携を図り、子どもの貧困や児童虐待、体罰、いじめなど、子どもに関わる課題の早期発見や対応に係る取組を推進します。

(4) 生活困窮者の自立支援の推進

様々な事情で生活に困っている人が地域で自立した生活ができるよう、社会福祉協議会等と連携し、生活相談や就労に関する相談にワンストップで対応する体制づくりを推進するとともに、住居確保給付金の支給や就労準備支援を行うなど、課題解決に向けての取組を推進します。

(5) 健康づくりの推進

誰もが健康に暮らせる地域づくりに向けて、特定健診やがん検診等の受診勧奨生活習慣病の予防や、食生活改善推進員による栄養食生活のサポート、市民健康づくり講座等の開催、メンタルヘルス対策など、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。



老年看護実習の様子

(6) 福祉以外の分野との連携

地域住民の多様化するニーズに適切に対応し、地域住民一人ひとりが生きがいを持って暮らせる地域づくりに向けて、就労支援、住宅確保要配慮者への支援、農福連携の推進など、まちづくり、産業、環境、教育分野等と連携した取組を推進します。

(7) 福祉サービスの情報発信

多様な福祉サービスや福祉に関連する情報を、市民一人ひとりに分かりやすく提供するため、各種冊子・リーフレットをはじめ、「広報かのや」やホームページ、SNSなどを効果的に活用した情報発信に努めるとともに、手話通訳や点字、デジタルツールを活用した福祉サービスの情報発信の充実に努めます。

○目標指標

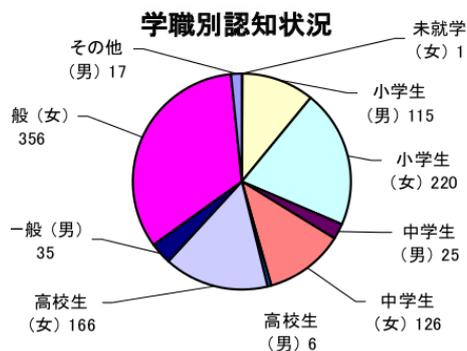
指標	基準	実績値		目標値
介護認定率	20.4% (平成29年度)	19.3% (令和3年度)	18.5% (令和6年度)	18.2% (令和9年度)
障害児通所支援利用者負担軽減事業助成件数	578人 (平成30年度)	565人 (令和3年度)	884人 (令和6年度)	1,000人 (令和9年度)
子育て広場延べ利用者数(つどいの広場及び子育て交流プラザの利用者数の計)	27,331人 (令和元年度)	18,657人 (令和3年度)	37,137人 (令和6年度)	37,038人 (令和9年度)
生活保護受給者(プログラム参加者)の自立率	37.0% (平成30年度)	23.3% (令和3年度)	17.4% (令和6年度)	50.0% (令和9年度)
各種がん検診受診率	10.1% (平成30年度)	11.5% (令和3年度)	10.6% (令和6年度)	15.9% (令和9年度)

基本施策3 安全安心で暮らしやすい環境整備

○現状と課題

- ・近年、大雨や台風などの災害が大規模化しており、地域住民が自ら助け合う防災意識の向上と地域の防災対策の充実を図る必要があります。
- ・交通事故が頻繁に発生しているほか、子どもや女性への声かけやつきまといなどの事案があります。
- ・高齢化や過疎地域の進展で、買い物などの生活への支援を行う必要があります。
- ・高齢者や障がい者などの自立と社会参加の促進を図るため、暮らしやすい生活環境の整備を進める必要があります。

声かけ、つきまとい等の前兆事案件数（鹿児島県全域）



※令和4年1月～12月末現在

資料：鹿児島県警察本部



ドライブサロン（買い物支援）の様子

○取組の方向性

誰もが住み慣れた地域で安全に安心していきいきと暮らしていくことができるように、環境整備や支え合いの仕組みづくりを推進します。

○具体的施策

(1) 防災対策の充実

災害に強い地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、災害時に避難の手助けが必要な避難行動要支援者台帳を活用し、いざというときに地域で助け合える体制の整備に向けて、関係機関・団体との連携を図ります。

また、地域の関係団体が行う見守り活動や支えあいマップの作成の支援、自主防災組織が行う防災避難訓練等の活動促進、関係団体と連携した災害ボランティアセンターの設置、救助物資や見舞金の支給など、地域の防災対策の充実に努めます。



地域防災避難訓練の様子

(2) 地域の安全・安心を支える取組

高齢者や障がい者、子どもなどを交通事故や犯罪などから守り、安全安心で暮らしやすい地域づくりを推進するため、地域における防犯パトロールや見守り活動の支援を行うとともに、民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー等による高齢者や障がい者への訪問活動、一人暮らしの高齢者等への緊急通報装置の貸与、

子どもの見守り活動の充実等に努めます。

また、全ての人が安全に安心して利用できる公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及促進に努めます。



地域の見守り活動の様子



高齢者緊急通報装置

(3) 移動手段の確保

高齢者や障がい者などが、自立した日常生活を過ごせるよう、ドライブサロンの実施やコミュニティバス、乗合タクシーの運行など、それぞれの地域の実情を踏まえた移動手段の維持・確保に努めます。

また、高齢者や障がい者に対して、バスやタクシー等の費用の一部助成、福祉有償運送の利用促進などを行い、移動手段の確保に努めます。

○目標指標

指標	基準	実績値		目標値
防災出前講座参加者数	377人 (平成29年度)	1,130人 (令和3年度)	1,597人 (令和6年度)	1,200人 (令和9年度)
交通事故死傷者数	399人 (平成29年度)	254人 (令和3年度)	228人 (令和6年度)	217人 (令和9年度)
くるりんバス及び乗合タクシーの利用者数	36,210人 (平成29年度)	31,769人 (令和3年度)	41,193人 (令和6年度)	46,000人 (令和9年度)



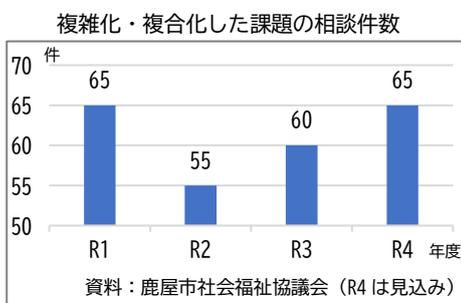
基本目標3 相談しやすいまちづくり

地域住民の抱える課題が複雑化していることを踏まえ、関係機関と連携した相談支援体制を充実させるとともに、必要な支援に円滑につなぐことのできる包括的な支援体制を構築します。また、地域で孤立させない取組や犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた取組を推進していきます。

基本施策1 相談支援体制の充実

○現状と課題

- ・社会情勢の変化などにより、8050問題やダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化しています。
- ・これまで以上に身近な地域にある様々な相談支援機関で、気軽に相談ができる体制を構築していく必要があります。



複雑化・複合化した課題の主な相談内容 (件)

相談の内容	R1	R2	R3
経済的困窮（失業、借金、低所得等）	71	80	77
知的・精神障害（疑い含む）	55	35	40
社会的孤立（ひきこもり、不登校）	32	45	37
家族関係・家族の問題	16	18	35
子育て（ひとり親含む）	8	9	26

資料：鹿屋市社会福祉協議会、鹿屋市独自集計
※相談内容は重複するため、相談件数と一致しない。

○取組の方向性

多様な相談支援機関との連携や機能の充実を図り、誰もが気軽に相談できる体制づくりを推進します。

○具体的施策

(1) 世代や分野を超えて相談できる仕組みづくり

既存の相談支援と地域づくりの取組を活用しつつ、関係機関や地域住民と連携・協働することで、世代や分野を超えた包括的な相談支援体制と地域づくりを推進します。

また、既存の仕組みでは支援が届かない人への継続的な見守り活動を通じて必要な支援を行います。

(2) 多機関協働による重層的な支援体制の整備

地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、社会福祉協議会等の高齢者、障がい者、子ども子育て、生活困窮などの多様な関係機関が協働して、複合的な課題を抱える相談等に対し、状況共有や役割分担、支援方法を検討します。

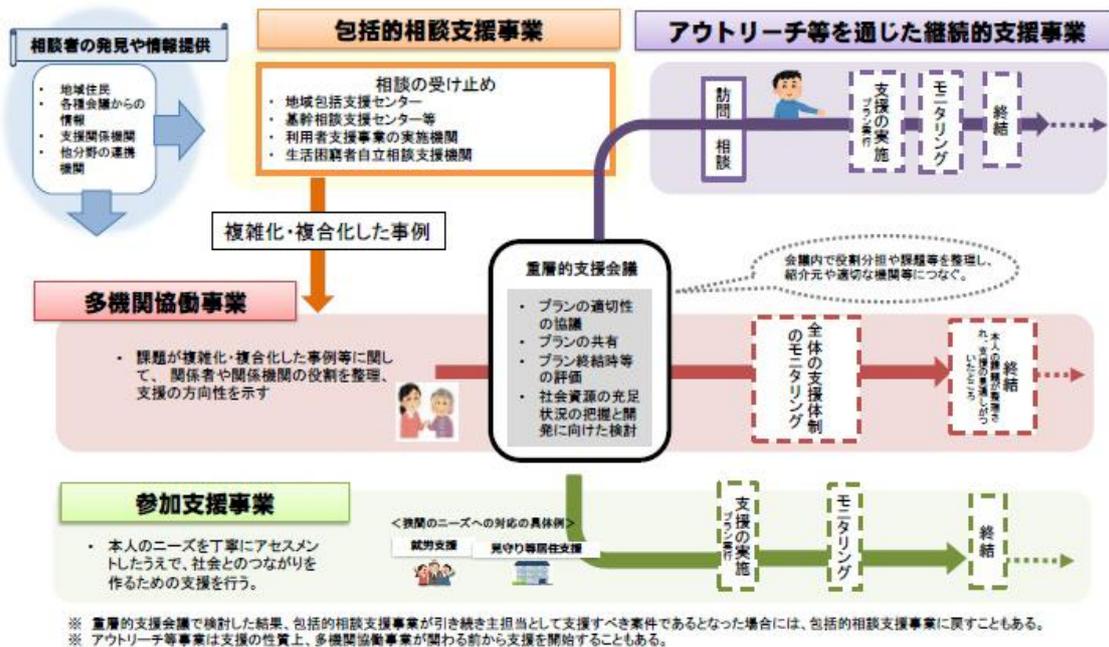


また、支援が必要な人に対し、高齢者サロンや子育てサロンなどの地域や人とつながることができる居場所づくりや、地域における社会資源との調整、活用、開発を行い、社会参加を支援します。

○目標指標

指標	基準	実績値		目標値
重層的支援会議の開催	12回 (平成29年度)	12回 (令和3年度)	21回 (令和6年度)	12回 (令和9年度)
複合的な生活課題等を抱える(困難ケース)支援	50件 (平成29年度)	60件 (令和3年度)	46件 (令和6年度)	60件 (令和9年度)

【重層的支援体制整備事業のイメージ図】

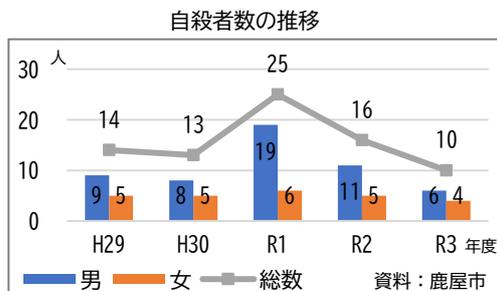


図：厚生労働省資料より

基本施策2 生きづらさを抱える人への支援

○現状と課題

- ・地域のつながりが希薄化し、高齢者や障がい者、ひとり親家庭などは地域で孤立しやすく、困ったときに頼れる人が身近にいない場合があります。
- ・犯罪をした人の中には、住居や就労先がなく生活が成り立たないことや、福祉的な支援が必要にも関わらず、適切な支援が届いていない人がいます。



再犯者率等の推移

	刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率
平成15年	379,602人	135,296人	35.6%
平成28年	226,376人	110,306人	48.7%
令和2年	182,582人	89,667人	49.1%

資料：鹿児島県警察本部

○取組の方向性

悩みや不安を抱えている人を孤立させない相談支援体制づくりを推進し、地域で孤立しやすい人の自立と社会参加の促進を図ります。

地域で孤立させずに適切な支援に結び付けていけるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。

○具体的施策

(1) 孤独・孤立対策

地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員等による見守り活動などを通して、孤立しやすい人の把握に努めるほか、居場所づくりや生きがいづくり、相談支援、福祉サービスの提供などに努めます。

また、ひきこもりとなった人やその家族などに対して必要な支援が提供できるよう、関係機関と連携を図りながら、ひきこもりに対する支援の充実に努めます。

(2) 介護や世話をを行う家族等に対する支援

在宅で介護を必要とする高齢者や障がい者の家族、育児に関する様々な悩みなどに対応するため、訪問系サービスや通所系サービス、相談支援など、介護や世話などを行う家族等の負担軽減につながる支援に努めます。

また、福祉や教育部門が連携し、ヤングケアラーへの相談支援に努めます。

(3) 再犯防止の取組

再び犯罪を起こすことを防止するために、関係機関と連携し、犯罪や非行をした人の社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりを推進します。

また、保護司など更生保護関係者の活動を支援し、再犯防止に関する地域での理解を促進します。



鹿屋市更生保護女性会

○目標指標

指標	基準	実績値		目標値
いのちの授業開催回数	7回 (平成30年度)	19回 (令和3年度)	25回 (令和6年度)	36回 (令和9年度)
市内における刑法犯認知件数	339件 (平成30年度)	256件 (令和3年度)	447件 (令和6年度)	300件 (令和9年度)



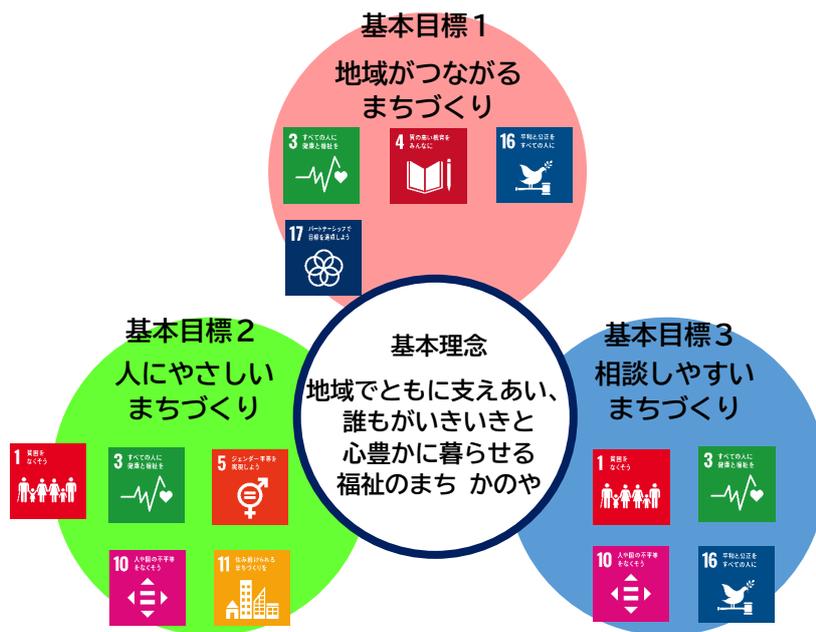
第2次鹿屋市地域福祉計画とSDGsの関連性

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

本計画においても、SDGsのゴール達成に向け、本市の地域福祉を推進していきます。



【本計画の施策の展開とSDGsの関係】



貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ。



すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的、公平で質の高い教育を提供し生涯学習の機会を促進する。



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の能力強化を図る。



人や国の不平等をなくそう

差別や偏見を解消し、国内及び国家間の不平等等を是正する。



住み続けられるまちづくりを

都市と居住を包摂的、安全、強靱で持続可能にする。



平和と公平をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進する。



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第5章 推進体制の整備



1 推進体制

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関わる課題や取組は、福祉・保健・医療・住まい・就労・教育・人権・防災など多岐にわたります。

このため、地域福祉の主役である地域住民をはじめ、地域団体、事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体やNPOなどの地域福祉に関わる多様な主体と行政が一体となり、複雑化・複合化する地域生活の課題を把握し、その解決に向けて連携・協働を深めながら計画を推進していきます。

また、各分野における個別計画に基づく取組を着実に進行していくとともに、分野間の垣根を超えた連携や情報共有を図り、計画を推進していきます。

(2) 市と社会福祉協議会との連携による推進

本市の地域福祉の推進において、社会福祉協議会との連携・協働は欠かせないことから、本計画と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画等」において、互いの理念や課題等の共有を図りながら、一体的に取組を推進していきます。

また、地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくため、共同募金や社会福祉法人などによる地域における公益的な取組、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業の有効的な活用等について、市と社会福祉協議会とが連携して取り組みます。



赤い羽根共同募金活動の様子



海上自衛隊鹿屋航空基地海曹会から社会福祉協議会への車いす寄贈の様子

2 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

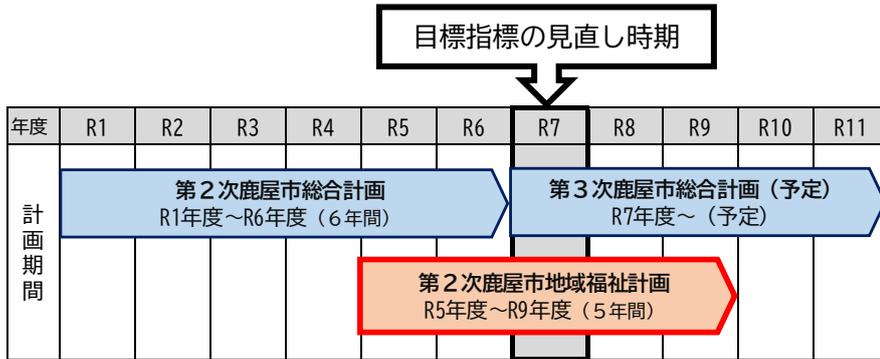
評価にあたっては、総合計画や、関連する個別計画等による数値指標を活用するとともに、地域住民などの協働による数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



3 目標指標

本計画の目標指標は、第2次鹿屋市総合計画（令和元年度～令和6年度）との整合性を図るため、同計画における重要業績成果指標（KPI）及び同計画実施計画における成果指標（KPI）を用いることとしました。

なお、この目標指標は、同計画の計画期間である令和6年度の目標値であったため、令和7年度に第3次鹿屋市総合計画の策定に併せて、目標指標の見直しを行い、令和9年度の目標値を改めて設定しました。



○目標指標一覧（※令和7年度に見直しを行いました。）

基本目標	基本施策	具体的施策	目標指標（KPI）	数値目標				
				基準	実績（R3）	目標値（R6）	実績（R6）	目標値（R9）
基本目標1 地域がつながるまちづくり	基本施策1 地域で活躍する人づくり	(1)地域福祉を支える担い手の育成 (2)福祉関係団体への支援 (3)福祉活動の情報発信	地域支え合い活動を行っている市民団体数（各年度3月末現在）	179団体 (平成29年度)	267団体	250団体	322団体	350団体
	基本施策2 みんなが集う拠点づくり	(1)地域福祉の拠点整備 (2)世代や分野を超えた交流促進	高齢者の運動サロン等への参加人数（※住民主体の運動サロン（1回1時間以上）に週1回以上参加）	107人 (平成29年度)	1,582人	3,000人	2,185人	2,360人
	基本施策3 住民が主体となった地域づくり	(1)地域福祉に対する意識の啓発 (2)ボランティア活動に対する支援	ボランティア活動者数 (高齢者元気度アップアップポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業に登録し、ボランティア活動を行う高齢者数)	2,842人 (令和元年度)	3,475人	4,000人 (令和5年度)	3,975人	4,400人
基本目標2 人にやさしいまちづくり	基本施策1 権利擁護の推進	(1)人権の尊重 (2)差別、虐待、暴力の防止 (3)成年後見制度の推進	人権問題講演会参加者で「理解が深まった」と回答した人の割合	98% (令和3年度)	98%	100%	97%	100%
	基本施策2 多様な福祉サービスの提供	(1)高齢者福祉、介護サービスの充実 (2)障がい者福祉サービスの充実 (3)子ども子育て支援サービスの充実 (4)生活困窮者自立支援の推進 (5)健康づくりの推進 (6)福祉以外の分野との連携 (7)福祉サービスの情報発信	介護認定率	20.4% (平成29年度)	19.3%	18.5%	18.5%	18.2%
			障害児通所支援利用者負担軽減事業助成件数	578人 (平成30年度)	565人	578人	884人	1,000人
			子育て広場の延べ利用者数	27,331人 (令和元年度)	18,657人	40,000人	37,137人	37,038人
			生活保護受給者（プログラム参加者）の自立率	37.0% (平成30年度)	23.3%	45.0%	17.4%	50.0%
	基本施策3 安全安心で暮らしやすい環境整備	(1)防災対策の充実 (2)地域の安全・安心を支える取組 (3)移動手段の確保	各種がん検診受診率	10.1% (平成30年度)	11.5%	15.0%	10.6%	15.9%
			防災出前講座参加者数	377人 (平成29年度)	1,130人	600人	1,597人	1200人
交通事故死傷者数			399人 (平成29年度)	254人	385人	228人	217人	
基本目標3 相談しやすいまちづくり	基本施策1 相談支援体制の充実	(1)世代や分野を超えて相談できる仕組みづくり (2)多機関協働による重層的な支援体制の整備	くるりんバス及び乗合タクシーの利用者数	36,210人 (平成29年度)	31,769人	46,000人	41,193人	46,000人
			重層的支援会議の開催	12回 (平成29年度)	12回	12回	21回	12回
	基本施策2 生きづらさを抱える人への支援	(1)孤独・孤立対策 (2)介護や世話を行う家族等に対する支援 (3)再犯防止の取組	複合的な生活課題を抱える（困難ケース）支援	50件 (平成29年度)	60件	50件	46件	60件
			いのちの授業開催回数	7回 (平成30年度)	19回	37回	25校	36校
			市内における刑法犯認知件数	339件 (平成30年度)	256件	300件	447件	300件

第6章 資料編



1 鹿屋市地域福祉計画策定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、鹿屋市地域福祉計画を策定するに当たり、本市の基本的な方針等を検討するため、鹿屋市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、鹿屋市地域福祉計画に関する事項を協議し、市長に意見等を述べるものとする。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 社会ボランティア関係者
- (5) 市民公募による者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(作業部会)

第6条 委員会には、作業部会を置く。

2 作業部会は、計画に盛り込むべき事項を検討し、その経過及び結果を委員会に報告する。

3 作業部会の構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第77号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 策定委員会名簿

区分		委員名	団体名等
学識経験者 (第1号委員)	1	中垣内 真樹	鹿屋体育大学
	2	濱田 徹	鹿児島県弁護士会
保健、医療 関係者 (第2号委員)	3	緒方 隆	大隅地域振興局 保健福祉環境部
	4	池田 大輔	鹿屋市医師会
福祉関係団体の 代表者 (第3号委員)	5	清水 直樹	鹿屋市社会福祉協議会
	6	渡邊 正人	鹿屋市民生委員・児童委員協議会
	7	内田 裕佳	大隅くらし・しごとサポートセンター
	8	久野 清志	鹿屋市保育会
	9	内村 邦子	鹿屋市母子寡婦福祉会
	10	吉村 敏行	鹿屋市高齢者クラブ連合会
	11	森 ゆかり	鹿屋市地域包括支援センター
	12	内村 純一	肝属地区障がい者基幹相談支援センター
	13	西 育子	鹿屋養護学校
社会ボランティ ア関係者 (第4号委員)	14	平田 英子	鹿屋市ボランティア連絡協議会
市民公募 (第5号委員)	15	下平瀬 哲郎	(市民公募)
	16	齋藤 鈴子	(市民公募)
行政機関職員 (第6号委員)	17	畑中 健二	鹿屋市保健福祉部長
	18	竹之内 里香	鹿屋市健康づくり・高齢者支援対策監
	19	稲村 憲幸	鹿屋市教育委員会教育次長
その他 (第7号委員)	20	森 拓郎	鹿屋市校長協会
	21	上高原 貴子	鹿屋市PTA連絡協議会
	22	上籠 司	鹿屋市町内会連絡協議会

任期：令和4年8月31日から令和5年3月31日まで

3 策定委員会の開催状況

回	開催日	主な内容
第1回	令和4年8月31日 (水)	・第2次鹿屋市地域福祉計画の策定について ・地域福祉を取り巻く状況について
第2回	令和4年12月22日 (木)	・第2次鹿屋市地域福祉計画（素案）について
第3回	令和5年2月16日 (木)	・第2次鹿屋市地域福祉計画（案）について

4 第2次鹿屋市地域福祉計画（素案）の意見公募手続き（パブリックコメント）の実施

実施期間：令和5年1月6日（金）～令和5年2月4日（土） 30日間

意見の提出件数：2件

5 地域福祉に関する意識調査（市民アンケート）の結果

（1）調査対象

- ① 市民（市政モニター、ボランティア団体、地域福祉協議会） 300人
- ② 民生委員・児童委員 217人

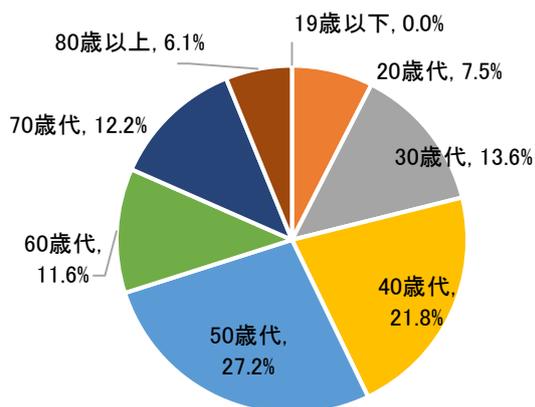
（2）実施期間

令和4年5月～8月

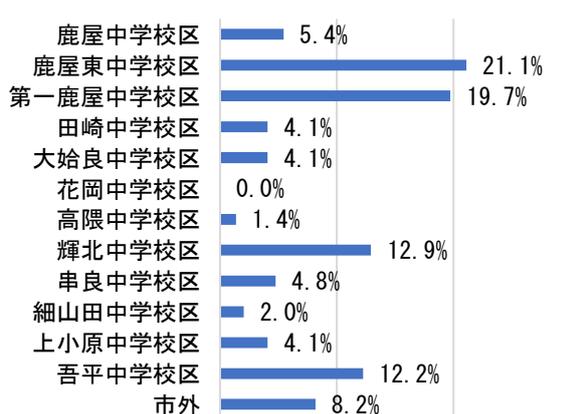
（3）回答者数

- ① 市民 147人（回答率49.0%）
- ② 民生委員・児童委員 195人（回答率89.9%）

【回答者（市民）の年齢割合】

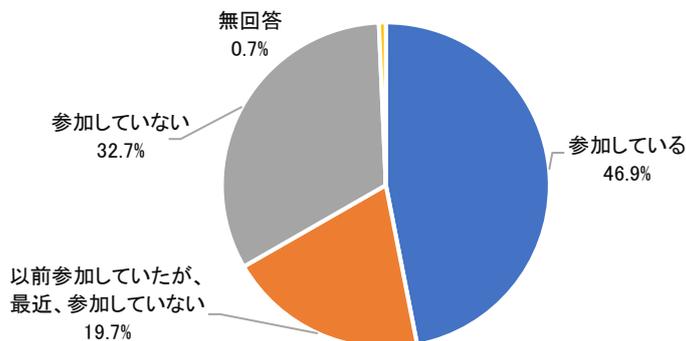


【回答者（市民）の居住地の割合】

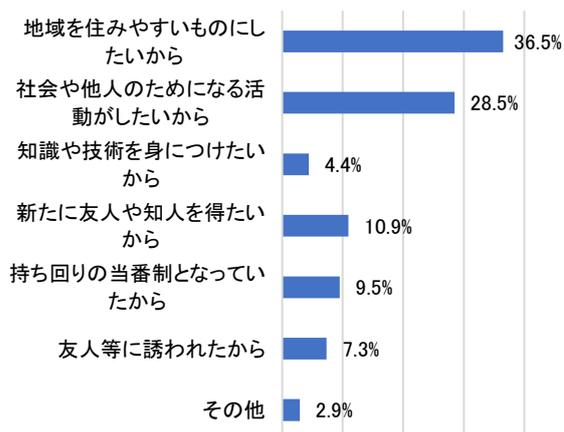


(4) 市民意識調査（市民）の調査結果

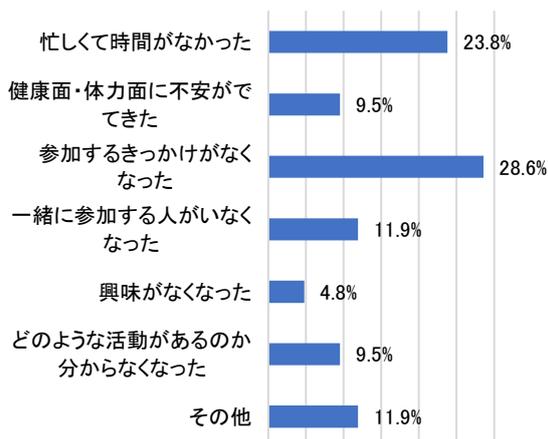
あなたは、地域の活動に参加されていますか。



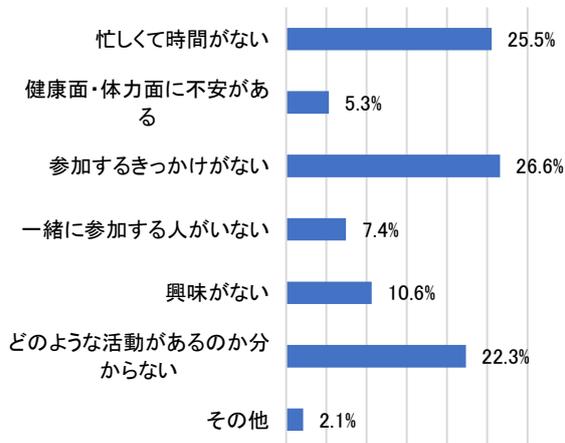
地域の活動に「参加している」と回答された方にお聞きします。参加されるきっかけは何ですか。



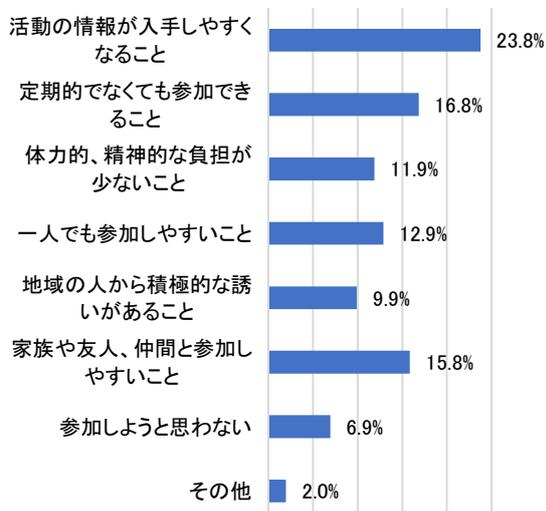
地域の活動に「以前参加していたが、最近、参加していない」と回答された方にお聞きします。参加していない理由は何ですか。



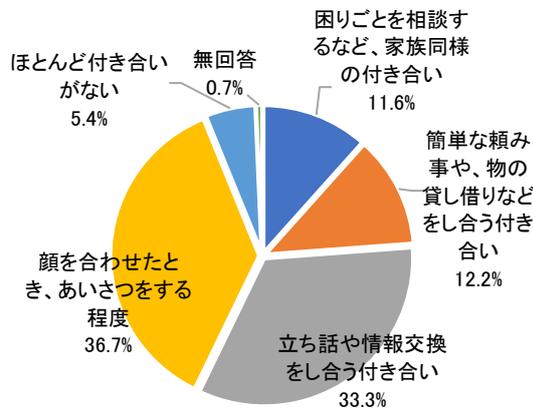
地域の活動に「参加していない」と回答された方にお聞きします。参加していない理由は何ですか。



地域の活動に「参加していない」と回答された方にお聞きします。どのようなことがあれば参加しやすくなると思いますか。

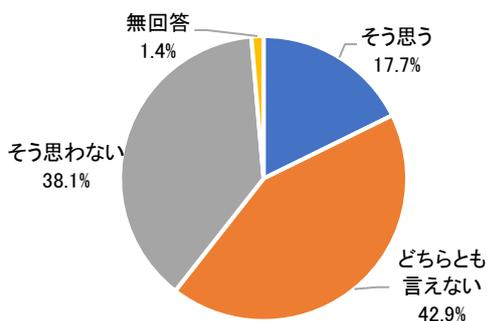


あなたとご近所との日頃のお付き合いはどの程度ですか。

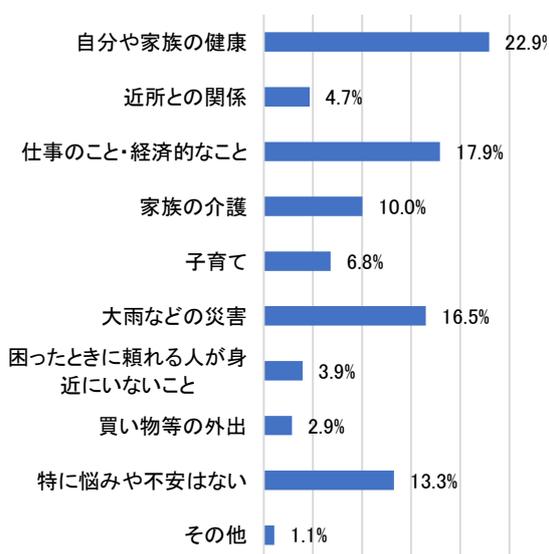


あなたは、地域住民同士の交流や助け合いについて、どのようにお考えですか。

② 困ったことがあれば地域で助け合うべきだと思うが、日頃の住民同士の交流はしたくない。

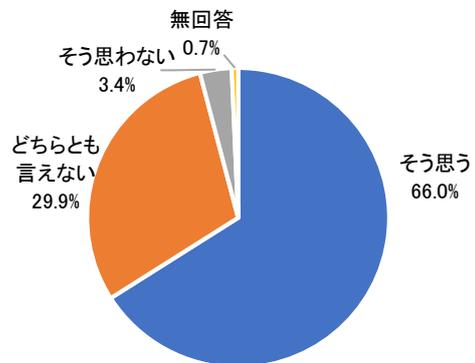


あなたは、現在、どのような悩みや不安を感じていますか。(3つまで)



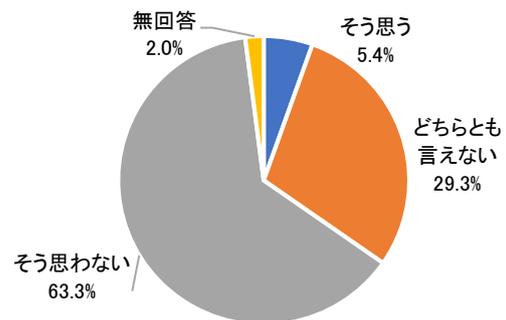
あなたは、地域住民同士の交流や助け合いについて、どのようにお考えですか。

① 地域で助け合うことは大切であり、そのためにも日頃の住民同士の交流が必要である。

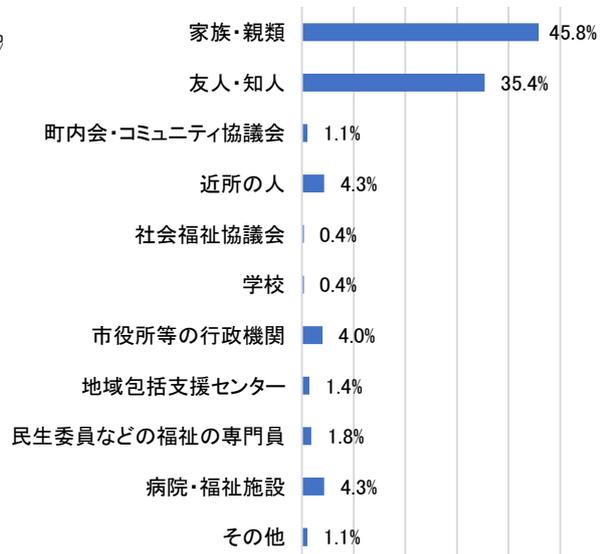


あなたは、地域住民同士の交流や助け合いについて、どのようにお考えですか。

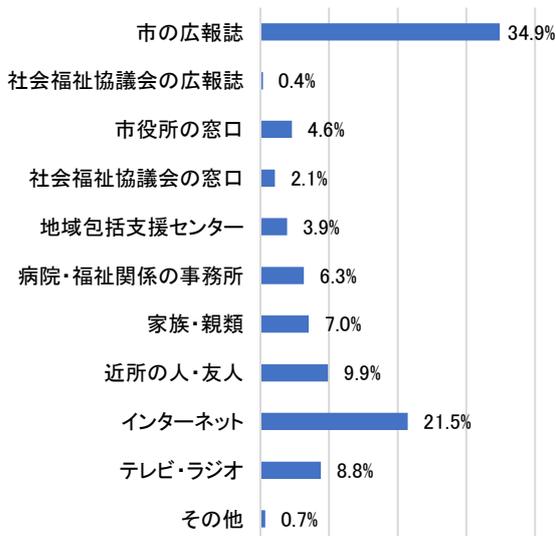
③ 困ったことがあれば行政や関係団体等が支援すべきなので、日頃の住民同士の交流は必要ない。



あなたは、悩みや不安を感じたとき、誰に(どこに)相談することが多いですか。(3つまで)



あなたは、福祉に関する情報をどこで入手しますか。(3つまで)



あなたは、社会福祉協議会にどのような活動をしてほしいとお考えですか。(3つまで)

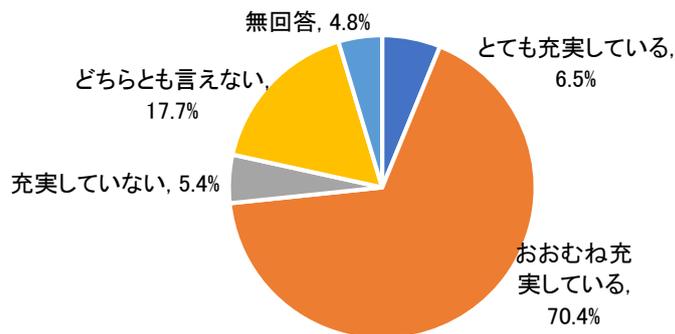


【自由記述（抜粋）】

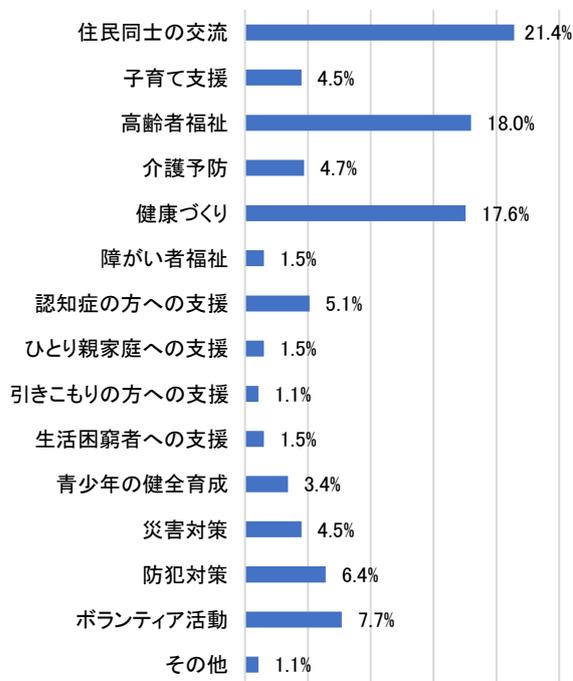
- ・行政職員のプロ化が必要。人材育成に力を入れて市民が安心して生活できるまちづくりを目指してほしい。
- ・高齢化社会であるが、子育て世代にももっと目を向けてほしい。
- ・子どもや高齢者は町内会で見守っていく必要があるが、町内会への未加入世帯が多い。
- ・買い物に行けない方への支援やボランティアを積極的にしたいと思っているけれど、どのように参加すればよいか分からない。
- ・誰も差別を受けることがなく、住みよいまちになってほしい。
- ・地域リーダー育成に力を入れてほしい。
- ・福祉に従事するための「人づくり」が必要。研修等の充実。
- ・そもそも（福祉の）情報が入ってこない。インターネットを活用し情報提供して欲しい。
- ・社会福祉協議会がどのようなことを行っているのかわかりにくい。
- ・買い物支援サービスや市内巡回バスが充実していたら助かる。

(5) 市民意識調査（民生委員・児童委員）の調査結果

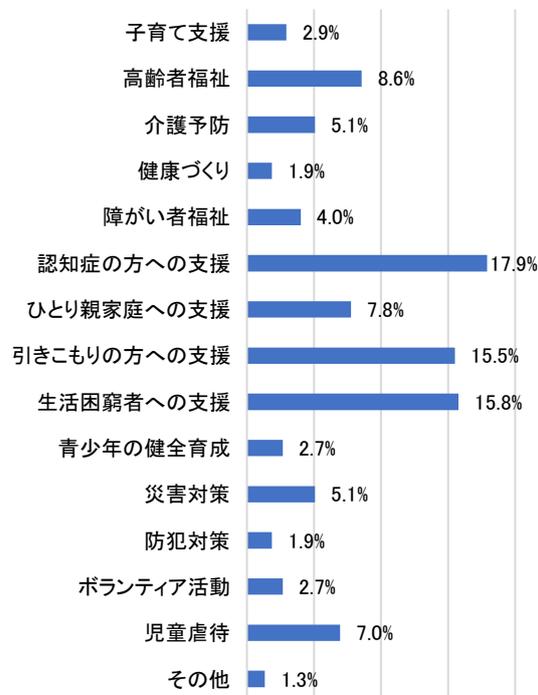
あなたの地域の福祉活動は充実していると思いますか。



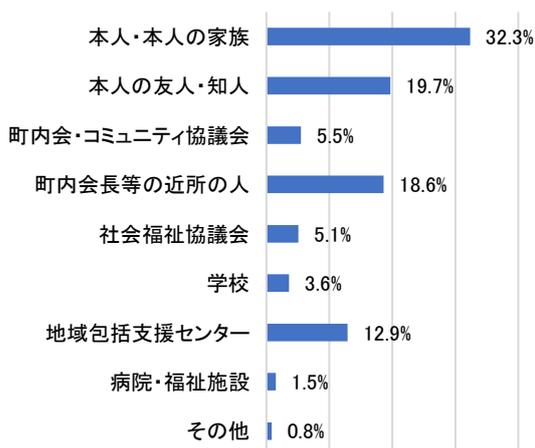
あなたの地域で充実していると思う福祉活動は何ですか。（3つまで）



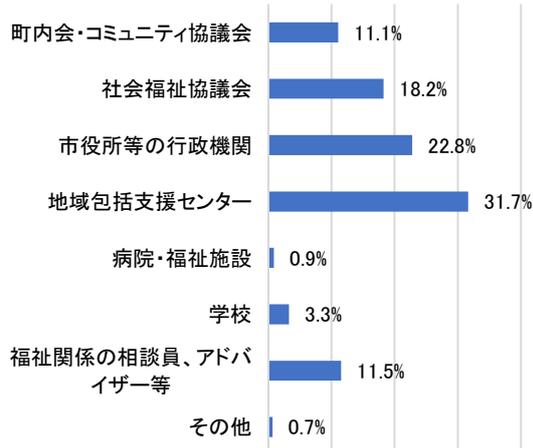
あなたが地域の方から受ける福祉に関する相談で、解決するのが難しいものは何ですか。（3つまで）



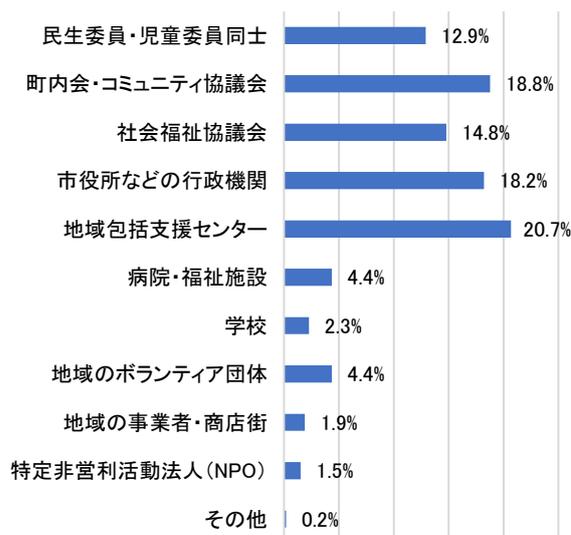
あなたは、地域の方が抱えている悩みや相談をだれ（どこ）から受けることが多いですか。（3つまで）



あなたは、地域の方から福祉に関する相談を受けたときだれに（どこに）相談することが多いですか。（3つまで）



あなたは、地域の福祉活動を充実するために、どの団体等との連携を強化していく必要があると思いますか。(3つまで)



【自由記述（抜粋）】

- ・子どもが遊ぶ場所を増やしてほしい。
- ・地域のつながりが薄くなりつつある。
- ・サービスは受けたいが協力はしないといった一方通行の思考を感じられることがある。
- ・自分のことだけで精一杯という人がたくさんいる。
- ・もう少し情報を提供していただけたら助かる。
- ・高齢者の一人暮らしが多くなっているが状況を知るのが難しい。
- ・単身高齢者を地域だけで支えることは困難だと思う。
- ・避難行動を促す仕組みが不安定だと思う。
- ・地域福祉に関心があるにもかかわらず、誰とどう関わればよいか分からないと言う人がいる。
- ・若い人は町内会や周りに相談しないため、誰が何を必要としているか分からない。学校との連携が必要ではないか。
- ・大人の発達障害は対応が難しい。
- ・買い物支援サービスや市内巡回バスを充実してほしい。

【用語の表記について】

本市では、「障害」の表記について、法令や団体等の名称を除き、「障がい」と表記することとしています。

また、「民生委員・児童委員及び主任児童委員」については、本計画では「民生委員・児童委員」と表記しています。



鹿屋市のイメージキャラクター
「ばらちゃん」と「ばらおくん」

第2次鹿屋市地域福祉計画 <改訂版>

発行日 令和5年3月

改訂日 令和8年2月

発行 鹿屋市

編集 鹿屋市保健福祉部福祉政策課

893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL 0994-31-1113 / FAX 0994-44-2494